船舶事故調査報告書

令和４年１２月２１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月７日　０３時５７分ごろ
発生場所	北海道函館市恵山岬北東方沖 恵山岬灯台から真方位０３９°１５海里（M）付近 （概位　北緯４２°００.５′　東経１４１°２３.７′）
事故の概要	漁船第三十一宝生丸は北北東進中、また、漁船勝昇丸は操業しながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和４年２月１８日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　第三十一宝生丸、１９トン ＩＴ２－８０４４（漁船登録番号）、個人所有 第２１２－１５００９号（船舶検査済票の番号） Ｂ　漁船　勝昇丸、９.７トン ＨＫ２－２３５２３（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　船首左舷側ハンドレールに擦過傷 Ｂ　船尾スパンカーマストに曲損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　２、視界　良好 海象：波高　約０.５ｍ 日出時刻：０６時０５分ごろ
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか２人が乗り組み、令和３年１０月７日００時００分ごろ、いか一本釣り漁の目的で青森県むつ市大畑漁港を出港し、北海道室蘭市沖の漁場に向け、約１０ノットの対地速力で自動操舵により北北東進した。 船長Ａは、操舵室左舷側の背もたれ付きの椅子に腰を掛け、単独で船橋当直に就いた。船長Ａは、連日の操業により短時間の睡眠しかとれず、出港時から軽い眠気を感じていたが、居眠りすることはないだろうと思い、当直を続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。 Ａ船は、前路で操業中のＢ船に向かって航行を続け、Ａ船とＢ船とが衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂほか４人が乗り組み、刺し網漁の目的で北海道鹿部町鹿部漁港を出港し、恵山岬北東方１５Ｍ付近で主機を中立として船首を北西方に向け漂泊し、刺し網の揚網作業を行っていた。 船長Ｂは、０３時５６分ごろ、ほぼ左舷正横方から接近するＡ船の

	航海灯を認めたが、漁獲量を確認しに来た漁船で、自船の近くで漂泊すると思い、操業を続けていたところ、Ａ船が至近に迫って衝突の危険を感じ、甲板員に指示してＢ船を前進させたが、Ｂ船の船尾スパンカーマストとＡ船の船首部とが衝突した。
分析	Ａ船は、自動操舵で北北東進中、単独で当直中の船長Ａが居眠りに陥り、前路で漂泊中のＢ船に向かって航行を続けたことから、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 船長Ａは、連日の操業により短時間の睡眠しかとれず、出港時から軽い眠気を感じていたが、居眠りすることはないだろうと思い、当直を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。 Ｂ船は、船首を北西方に向け漂泊して操業中、船長Ｂが、左舷正横方から接近するＡ船が、漁獲量を確認しに来た漁船で自船の近くで漂泊すると思い、Ａ船が接近するまで操業しながら漂泊を続けたことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、Ａ船が自動操舵で北北東進中、Ｂ船が漂泊して操業中、単独で当直中の船長Ａが居眠りに陥り、前路で漂泊中のＢ船に向かって航行を続け、また、船長Ｂが、左舷正横方から接近するＡ船が、漁獲量を確認しに来た漁船で自船の近くで漂泊すると思い、操業しながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、眠気を感じた際には、立って身体を動かす、操舵室の窓を開けて空気を入れ替える、可能であれば２人当直とするなど、居眠り運航の防止措置を採ること。 ・船長は、操業中であっても定期的に見張りを行い、接近する他船を認めた場合には、漁獲量を確認しに来た漁船などと思い込まず、有効な音響による信号によって注意喚起を行うなど、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。